

大田区諮問第 94 号答申

1 審査会の結論

申出者らが令和 2 年 11 月 11 日付けで行った各公文書任意的開示申出（以下「本件申出」という。）については、当該申出に係る公文書を開示しないこととするのが相当である。

2 審査の経過

令和 2 年 12 月 8 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。

12 月 25 日 審査した。

3 審査会の判断

(1) 本件申出について

大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 5 条各号は、実施機関に対して公文書の開示を請求できるものを「請求権者」として列挙している。この点、申出者らはいずれも大田区の住民ではなく、実施機関に対して公文書の開示を請求できる「請求権者」には該当しない。本件において、申出者らが、条例第 6 条第 1 項に定める公文書開示請求ではなく、条例第 15 条第 1 項に定める公文書任意的開示申出を行っているのは、このような事情による。

しかしながら、いずれにせよ、申出者らによる本件申出は、条例第 9 条第 3 項の趣旨に照らして、条例の目的又は条例第 4 条に定める利用者の責務に反していると認められるものであり、当該申出に係る公文書を開示しないこととするのが相当である。その理由は、以下のとおりである。

(2) 条例の目的に反することについて

条例の目的は、公文書の開示を求める区民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示等に関し必要な事項を定めることにより、区政に携わる機関が区民に対して説明する責務を全うして、区政情報の公開の推進を図り、もって一層公正で開かれた区政の実現を図り、区民と区政との信頼関係を増進することにある（条例第 1 条）。

この点、申出者らの実施機関に対する言動は、正当な理由なく、窓口又は電話で長時間の対応を求めたり、特定の職員に対する面談や謝罪を要求するなどのものであり、申出者らへの対応のために実施機関の業務に著しい支障が生じたこと、本件申出もその一環として行われたことが認められる。

本件申出が行われた経緯及び申出後の申出者らの行動に鑑みると、本件申出は、条例の目的に反するものと評価せざるを得ない。

(3) 利用者の責務に反することについて

また、条例の定めるところにより公文書の開示を受けようとするものは、条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない責務を負う(条例第4条)。このような責務は、公文書任意的開示申出にかかる申出者も同様に負うものとされている(同条かっこ書)。

この点、本件申出の対象となる公文書は、実施機関の「職員が職務上作成し、または取得した文章、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって」、実施機関において「定めている事案決定手続又はこれに準ずる手続が終了し」、実施機関が「管理しているもの全てがわかるもの」というものであり、その分量は膨大であって、本件申出どおりに公文書の開示業務を行うことになれば、実施機関の他の業務に著しい支障を与えることが明らかである。そのため、実施機関としては、条例の目的の達成に必要な範囲内において、対象文書を限定したり、回数を分けて開示を行ったり、期間を延長するなど、申出者らとの間のやり取りを通じて、対象公文書の開示について事務負担の軽減のための提案を行うことが認められるものと解される。しかしながら、申出者らは、実施機関とのやり取りに応じる姿勢をみせることなく、あくまでも当初の申出どおりの文書の全部開示に拘っており、こうした申出者らの姿勢は、条例第4条が定める「適正な請求」とは言い難いものである。

また、前述のとおり、申出者らによる本件申出の目的は、条例の目的にそぐわないものであり、この点からも、本件申出は、条例第4条に定める利用者の責務に反するものと評価せざるを得ない。

(4) 結論

上記の理由から、申出者らによる本件申出は、条例第9条第3項の趣旨に照らして、条例の目的又は条例第4条に定める利用者の責務に反していると認められるものであり、当審査会としては、当該申出に係る公文書を開示しないこととするのが相当であると結論付ける。

大田区情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣 勝彦
委員 黒野 徳弥
委員 浦岡 由美子